

# 《食堂使用状況》

調査時点:平成15年5月1日現在

調査対象:完全給食又は補食給食実施校(国公立)

第1表

## 食堂保有状況

区分	完全・補食給食実施校数	専用食堂		改修食堂			小計		兼用食堂		合計	
		保有学校数	保有食堂数	保有学校数	保有食堂数		保有学校数	保有食堂数	保有学校数	保有食堂数	保有学校数	保有食堂数
小学校	校 22,735	校 2,334 ( 10.3)	か所 2,371	校 2,589 ( 11.4)	か所 2,812	( 2,202)	校 4,923 ( 21.7)	か所 5,183	校 1,914 ( 8.4)	か所 1,970	校 6,837 ( 30.1)	か所 7,153
中学校	8,163	742 ( 9.1)	772	329 ( 4.0)	394	304	1,071 ( 13.1)	1,166	396 ( 4.9)	402	1,467 ( 18.0)	1,568
小計	30,898	3,076 ( 10.0)	3,143	2,918 ( 9.4)	3,206	2,506	5,994 ( 19.4)	6,349	2,310 ( 7.5)	2,372	8,304 ( 26.9)	8,721
特殊教育諸学校	821	463 ( 56.4)	476	27 ( 3.3)	36	14	490 ( 59.7)	512	103 ( 12.5)	160	593 ( 72.2)	672
夜間定時制高等学校	705	439 ( 62.3)	436	16 ( 2.3)	16	5	455 ( 64.5)	452	32 ( 4.5)	32	487 ( 69.1)	484

注1. 専用食堂とは、専ら学校給食をとる場所として使用することを当初から目的として設置されたものをいう。

2. 改修食堂とは、専ら学校給食をとる場所として使用することを目的として、改修等により、他の施設から食堂への転用が図られたものをいう。  
なお、普通教室から転用が図られたものについては、その数を( )内に内数として記入した。

3. 兼用食堂とは、専ら学校給食以外の目的に使用されているもので、学校給食を行う場合にも使用されるものをいう。

4. 小計及び合計欄の数については、専用食堂、改修食堂又は兼用食堂を有する学校数である。

5. 中学校には中等教育学校前期課程を含む。